

京都市乗合自動車安全管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第6号

京都市乗合自動車安全管理規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車安全管理規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(輸送の安全に関する基本的な方針)</p> <p>第3条 京都市公営企業管理者交通局長 (以下「局長」という。)は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、自動車運送事業において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。 また、安全に関する意見等に真摯に耳を傾けるなど自動車運送事業の状況を十分に踏まえつつ、企画総務部及び自動車部に所属する職員(以下「職員」という。)に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 局は、管理の受委託に係る安全対策として、受委託事業者双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力連携することにより、一丸となって輸送の安全性向上に努める。</p>	<p>(輸送の安全に関する基本的な方針)</p> <p>第3条 京都市公営企業管理者交通局長 (以下「局長」という。)は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、自動車運送事業において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。 また、安全に関する意見等に真摯に耳を傾けるなど自動車運送事業の状況を十分に踏まえつつ、企画総務部及び自動車部に所属する職員(以下「職員」という。)に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>局は、自然災害の発生時には、お客様、市民、職員の安全確保を最優先とし、関係各所と連携して被害軽減を図り、事業継続に努める。</u></p> <p>4 <u>局は、管理の受委託に係る安全対策として、受委託事業者双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力連携することにより、一丸となって輸送の安全性向上に努める。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(交通局自動車部運輸課)